**江戸川区道路占用手引**

この手引では、道路の占用許可申請手続きの流れなどを説明しております。

この手引の内容をご理解いただいた上で、ご申請を行っていただくようお願い申し上げます。

**道路の占用とは**

道路は本来、一般交通のために使用されるものです。しかし、道路を基盤として様々な活動が展開されることに伴い、本来の用途以外で道路を使用する必要性が発生します。例えば、敷地を超えて道路上及びその地下や上空に設置される工事現場の足場や水道・ガス管、電柱や商店の袖看板、日よけ等を設ける場合などがその代表例です。

　このように、道路の占用とは、本来の用途以外に一定の工作物、物件、施設（以下、占用物件）を道路に設け、継続して道路を使用することをいいます。

**道路占用許可について**

道路を使用する必要性があるからといって、無制限に道路の占用を認めると、道路本来の目的（一般交通のみならず、災害時には避難経路として利用される）が果たせなくなってしまいます。また、道路には公共の財産という側面もあるため、これを適切に管理する必要があります。道路を占用するには、道路管理者である自治体に対し、道路占用許可申請を行い、道路占用許可を受ける必要があります。

道路法では、道路の敷地以外に余地がないため、やむを得ない場合に限り、道路の占用を許可することとされています。また、道路を占用できる物件は、道路法第３２条１項各号に定められている占用物件に限定されています。

江戸川区では、占用を許可するかの判断基準である『江戸川区特別区道道路占用許可基準』を定め、審査しています。江戸川区道については、道路法で定められている道路を占用できる物件が、『江戸川区特別区道道路占用許可基準』に適合する場合のみ、占用許可を受けることができます。

**道路占用料について**

道路という公共の財産を占用する場合、その対価として占用料を納めていただく必要があります。納めていただいた占用料は道路の維持管理の費用などに充てられております。

道路占用料は、『江戸川区特別区道道路占料等徴収条例』に基づき計算を行います。占用物件ごとに定められている単価や占用面積などによって占用料は異なります。

また、『江戸川区特別区道道路占用料等徴収条例』第３条、『江戸川区特別区道道路占用料等徴収条例第３条の規定による減免措置の基準』の要件に該当する場合、申請により占用料が減免されます。

**☆道路法３２条１項各号に定められている占用物件の代表例☆**

|  |  |
| --- | --- |
| 道路法 | 占用物件例 |
| 道路法３２条１項１号 | 電柱・電話柱、電線・電話線、変圧塔、街灯、郵便ポスト、電話ボックス　など |
| 道路法３２条１項２号 | 水道管、下水道管、ガス管、その他公的に地下に埋設する管路など |
| 道路法３２条１項３号 | 鉄道施設、軌道施設など |
| 道路法３２条１項４号 | 雨覆い・日よけ、アーケードなど |
| 道路法３２条１項５号 | 地下通路、横断橋、貯水槽など |
| 道路法３２条１項６号 | テント・献血車、路上イベントに際し、一時的に設けるものなど |
| 道路法３２条１項７号（道路法施行令７条） | 突出看板、道路標識、バス停、足場や落下防止施設（朝顔）など |
| ※江戸川区道上に占用できない物件の代表例 | 自動販売機、置看板、商品置場、のぼり旗（道路法３２条１項６号に非該当）など |

**☆代表的な占用物件の道路占用料単価☆**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 占用物件 | 道路占用料単価（占用面積１㎡あたり年額） | 備考 |
| 突出看板 | １３，４４０円（減免後の単価） | ２㎡まで占用料免除 |
| 日よけ | ３，２７０円（減免後の単価） |  |
| 工事用足場 | ２３，４００円 |  |
| 落下物防止用施設（朝顔） | 　８，６４０円 |  |

**☆占用料の計算方法☆**

* 占用料金は、占用料単価×占用面積（本数・個数など）で計算されます。
* 占用面積は、１㎡未満の端数がある場合は、切り上げて計算します。
* 占用期間が１年に満たない場合は、月割りで占用料を計算します。

⇒　一月未満の端数があるときは一月として計算します。

**（例）　４．５㎡の足場を３５日間占用する場合の占用料金**

　・３５日間の占用⇒占用期間は二月として計算

　・占用面積４．５㎡⇒５㎡（１㎡未満切上）

占用料単価年額２３，４００円×占用面積　５㎡×２／１２　＝１９，５００円（一円未満切捨）

※看板や日よけについては、この手引の後半に、別途、説明箇所がございますので、

併せて、ご参照ください。

**占用許可申請手続について**

前述のとおり、道路を占用するには道路占用許可が必要となります。江戸川区道を占用しようとする場合、道路管理者である江戸川区に申請を行う必要があります。道路占用許可申請書の受理後、許可書の交付に１０日程度お時間を頂いておりますので、工事予定日が決まっている場合などは、余裕をもって申請を行ってください。

* 申請書をご提出いただく前に、申請内容確認のため、「事前相談」を行っております。
* 江戸川区内の国道や都道については、国土交通省や東京都が道路管理者ですので、

江戸川区では申請を受け付けることができませんので、ご了承ください。

**☆申請手続きの流れ☆**

1. **事前相談**

・・・申請予定の物件が、許可基準に適合しているかなどの申請内容の確認とともに、

　　　必要に応じて、指導指示を行っております。相談時には周辺地図、平面図、立面図、断面図、現況写真等の現況や占用物件の詳細が確認できる資料を、ご持参下さい。

1. **占用許可申請書提出**

・・・申請書類は、窓口で配付している他、ホームページ上でダウンロードできます。

　　　添付書類（事前相談時にご案内いたします）は３部綴らずにご持参ください。

申請書類に不備が無ければ、書類を受理致します。

* 道路占用料の減免要件に該当する場合、占用料の減免を希望される場合は、

「道路占用料免除・減額申請書」も併せて、ご提出ください。

* 郵送での申請は受け付けておりませんので、ご了承ください。
1. **許可書交付**

・・・申請書類を受理し、申請内容の確認及び占用料の計算を行います。

　 特段の不備が無ければ、受理後、１０日程度で占用許可書が交付されます。

* 許可書の交付前に、道路占用料納付が必要となります。
* 占用許可書が交付された後に警察署に道路使用許可申請を行い、その許可を得るまでは、設置工事等を行うことはできません。

〈**警察署への道路使用許可申請について**〉

道路占用許可書交付後、占用住所地を所轄している警察署への『道路使用許可申請』が必要です。

詳しくは、所轄の警察署にお問い合わせください。

　　・小岩警察署　 ＴＥＬ　03-3671-0110

　　・小松川警察署 ＴＥＬ　03-3674-0110

　　・葛西警察署　 ＴＥＬ　03-3687-0110

**占用者の義務について**

占用許可を受けた方（占用者）については、占用物件を許可の内容及び条件に従い、適正に管理するとともに、占用に起因して道路管理者や第三者に損害を与えたときは、占用者の責任において必要な措置をする義務が生じます。

占用者は、その占用区域もしくは占用物件を申請した目的以外での使用や、他人に使用させることが禁止されています。他人にその権利を譲渡しようとする場合は、申請が必要となります。

**更新手続きについて**

* 道路占用許可は、占用物件ごとに占用期間が定められています。（例）看板・日よけは最長５年間
* 道路占用許可書の占用期間満了後に引き続き占用する場合は、更新手続を行ってください。
* 更新時期に、更新手続書類を占用期間満了前に送付いたしますので、速やかにお手続きください。

**各種届出（申請）について**

占用許可を受けたあと、下記の事由が発生した場合には、以下の届出（申請）が必要です。

* 占用物件の全部または一部を撤去する場合

・・・**廃止届**

* 占用物件の権利を他人に譲渡しようとする場合及び相続や法人の合併等で占用者の権利を承継した場合

・・・**承継許可申請書**

* 占用者の住所や氏名（法人名）の変更をする場合

・・・**変更届**

**このような場合は、罰則の対象となります・・・**

良好な道路環境の確保のため、道路本来の目的を阻害するおそれのある以下のような行為は、

禁じられているとともに、所定の法規による罰則の対象となる場合があります。

* 未申請で道路の占用を行うなど、不法占用にあたる行為

・一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金

　　・本来支払うべき占用料の５倍までの過料

* 占用料を占用料の納付期限までに支払わない場合

　 ・延滞金の徴収

・地方税の滞納処分の例による滞納処分（財産の差し押さえ等）

* 占用許可に付した条件や道路管理者としての指示を守らない場合

・許可の取り消しなど

**良好な道路環境の維持管理にご理解・ご協力よろしくお願いいたします。**

**突出看板（袖看板や壁面看板）の道路占用許可基準**

* 出幅・・・　（道路境界を超える部分）が袖看板は１ｍ以下、壁面看板は0. 3ｍ以下であること。
* 高さ・・・歩道上では、路面から看板底部までの高さが2.5ｍ以上あること。

　　　　　　　車道上では、路面から看板底部までの高さが4.5ｍ以上あること。

　　　　　　　　⇒出幅が0.6ｍ以下の場合、高さは2.5ｍ以上とすることができます。

　　　　　　 ※　壁面看板は、歩道・車道上ともに、路面から看板底部までの高さが2.5ｍ以上あること。

　 〈**その他注意事項**〉

※設置工事前に必ず、事前にご相談ください。

※歩道は、歩行者用に車道との間を、縁石やガードレール等の工作物によって物理的に

　　　分離された部分を言い、白線が引かれているだけの場合は歩道の扱いになりません。

※一つの営業所（店舗、事務所、作業所など）につき原則２個以内で、

袖看板のみの場合は角地を除き原則１個まで占用を許可しています。

**突出看板（袖看板や壁面看板）の占用料計算方法**

看板の占用料は、その表示面積に応じて、占用料を計算します。

* 占用面積の求め方　　占用面積は看板の道路上に出ている部分の表示面積で算出します。

・壁面看板　 表示面の高さ×表示面の幅

・袖看板　　　出幅×表示面の高さ×面数（表示面が１面の場合は１面、２面の場合は1.5面で計算）

* 3㎡未満の場合は、0.1㎡未満切り捨て、３㎡以上の場合は、１㎡未満切り上げて計算
* 看板の占用料単価・・・占用面積１㎡あたり13,440円（減免後の単価）、表示面積2㎡まで免除

⇒１㎡あたりの占用料を減額するとともに、２㎡を超える場合２㎡分の占用料が免除となります。

* 占用料算出例

・占用面積が３㎡未満の袖看板（出幅0.6ｍ、表示面の高さ2.6ｍ、表示面が両面）の場合

占用面積　0.6×2.6×1.5（両面）＝2.34㎡⇒2.3㎡‐２㎡（免除分）＝0.3㎡

占 用 料　13,440円×0.3㎡＝**4,032円**（年額）

・占用面積が３㎡以上の袖看板（出幅0.6ｍ、表示面の高さ3.6ｍ、表示面が両面）の場合

　　　占用面積　0.6×3.6×1.5（両面）＝3.24㎡⇒4㎡‐２㎡（免除分）＝２㎡

占 用 料　13,440円×2㎡＝**26,880円**（年額）

**日よけ等の道路占用許可基準及び道路占用料の計算方法**

* 占用許可基準　⇒次ページの図をご参照ください。
* 占用料　　　　⇒道路境界を超えている部分の投影面積に応じて、占用料を計算します。

・占用面積は１㎡未満切り上げて計算します。

・占用料単価は占用面積１㎡あたり年額3,270円（減免後の単価）

※突出看板と違い、表示面積における免除はございません。

　　**☆突出看板の道路占用許可基準☆**

**壁面看板の場合**

**（車道・歩道共通）**

**車道上の場合（袖看板）**

**歩道上の場合**

**（袖看板）**

**（車・歩道共通）**

出幅**0.3**ｍ以下

出幅**1.0**ｍ以下

出幅**1.0**ｍ以下

出幅**0.6**ｍ以下

表示面の高さ

表示面の高さ

表示面の高さ

表示面の高さ

**表示面積**

**表示面積**

**表示面積**

**表示面積**

表示面の幅

高さ**4.5**ｍ以上

高さ**2.5**ｍ以上

高さ**2.5**ｍ以上

高さ**2.5**ｍ以上

境界

境界

Ｌ形構

境界

Ｌ形構

Ｌ形構

境界

Ｌ形構

　　**☆日よけ等の道路占用許可基準☆**

**歩道上の場合**

**車道上の場合**

出幅**1.0**ｍ以下

出幅**0.5**ｍ以下

出幅**1.0**ｍ以下

出幅**0.3**ｍ以下

高さ**4.5**ｍ以上

高さ**4.5**ｍ以上

高さ　**2.5**ｍ以上

高さ**2.5**ｍ以上

Ｌ型溝

境界

Ｌ型溝

境界

境界

Ｌ型溝

境界

歩道のない幅員８ｍ

以上の道路の場合

幅員に関係せず

歩道のない幅員８ｍ

未満の道路の場合

Ｌ型溝

**〈巻き上げ式日よけの場合の注意事項〉**

* 巻き上げ式日よけに方づえを設けるときは、その下端は路面から２ｍ以上とすること。
* 巻き上げ装置は、道路に突き出さないこと。